○四国地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

その関係図面は、平成二十九年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十一号及び百九十二号　新居浜市萩生字岸ノ下一一七〇番一地先から同市大生院字喜来四五一番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　四国地方整備局長　平井　秀輝　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十五日

四国地方整備局長　平井　秀輝

その関係図面は、平成二十九年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道十一号及び百九十二号　新居浜市萩生字岸ノ下一一七〇番一地先から同市大生院字喜来四五一番二まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年九月二十五日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　岡田　憲治

警務部長事務代理を免ずる（九月二十日）

人事異動

内閣

国務大臣　上川　陽子

国家公安委員会委員長小此木八郎海外出張不在中

国家公安委員会委員長事務代理を命ずる　同　上川　陽子

内閣府特命担当大臣小此木八郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（防災担当）事務代理を命ずる　同　林　芳正

内閣府特命担当大臣松山政司帰朝につき内閣府特命担当大臣（少子化対策担当、男女共同参画担当、クールジャパン戦略担当、知的財産戦略担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を免ずる

冨田　環志　植月　良典　勝又来未子

柴田　啓介　武富　一晃　綿引　聡史

和田山弘剛　塩田　良介　井口　礼華

三貫納有子　荒井　格　成瀬ひろみ

安川　秀方　渡辺美恵子　園部　伸之

安原　和臣　岩崎　理子　岩田　瑤子

今村あゆみ　川崎　博司　宮崎　陽介

白鳥　哲治

（東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　草野　克也

（東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）同　池田　好英

（同）同　豊島　英征

（同）同　平山　俊輔

（東京地方裁判所判事補・立川簡易裁判所判事）同　原　雅基

（千葉地方裁判所判事補兼千葉家庭裁判所判事補・千葉簡易裁判所判事）同　賀嶋　敦

（静岡家庭裁判所判事補兼静岡地方裁判所判事補・浜松簡易裁判所判事）同　横江麻里子

（大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事）同　荒金　慎哉

（同）同　大門宏一郎

（同）同　山口　智子

（同）同　山崎　雄大

（大阪家庭裁判所判事補兼大阪地方裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事）同　村瀬　恵

（大阪家庭裁判所判事補兼大阪地方裁判所判事補・堺簡易裁判所判事）同　橋本　悠子

（大阪家庭裁判所判事補兼大阪地方裁判所判事補・岸和田簡易裁判所判事）同　中野　彩子

（名古屋地方裁判所判事補・名古屋簡易裁判所判事）同　小田誉太郎

（広島家庭裁判所判事補兼広島地方裁判所判事補・広島簡易裁判所判事）同　近藤　義浩

（鳥取地方裁判所判事補兼鳥取家庭裁判所判事補・米子簡易裁判所判事）同　河野　一郎

（佐賀家庭裁判所判事補兼佐賀地方裁判所判事補・武雄簡易裁判所判事）同　岩田　真吾

（那覇地方裁判所判事補兼那覇家庭裁判所判事補・那覇簡易裁判所判事）同　脇田未菜子

（仙台家庭裁判所判事補兼仙台地方裁判所判事補・石巻簡易裁判所判事）同　石渡　圭

（福島地方裁判所判事補兼福島家庭裁判所判事補・会津若松簡易裁判所判事）同　長　博文

（福島家庭裁判所判事補兼福島地方裁判所判事補・会津若松簡易裁判所判事兼田島簡易裁判所判事）同　遠藤　啓佑

（札幌家庭裁判所判事補兼札幌地方裁判所判事補・苫小牧簡易裁判所判事）同　大川　恭平

判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）

（千葉地方裁判所判事兼千葉家庭裁判所判事）判事　貝阿彌千絵子

（松山地方裁判所判事兼松山家庭裁判所判事）同　古市　朋子

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）（以上九月二十日）

内閣府

願に依り原子力規制委員会委員を免ずる（九月二十一日）　更田　豊志

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する

岩佐　博　奥田　一三　岡崎　弘也

小山　桂子　櫻井　武　久保　柾

内藤　昭二　中川　秀美　高山　森雄

細江　忠　渡辺　武　中村　清壽

正六位に叙する（各通）

伊丹　政光　大塚　正直　細田　康尚

三輪　功　吉本　淳一

従六位に叙する（各通）

木村　次郎　若林　浩

正七位に叙する（各通）（以上八月十四日）

九里幾久雄　辻　學　宮下　彰

従五位に叙する（各通）

北浦　亀松　小林　寛　田中　儀誠

戸崎　弘　宮崎　陽允　山田　博雅

正六位に叙する（各通）

足立　淳　黒島　和男

中原　稲雄　羽毛　康

従六位に叙する（各通）

上田　裕二

正七位に叙する

石丸　幸夫　平井　和

従七位に叙する（各通）（以上八月十五日）

池田　知之　佐本　敏彦

正五位に叙する（各通）